

# 安全で楽な透析を目指す研究会 会則

平成 26 年 4 月 1 日 制定

## 第 1 章 総則

### (名称)

第 1 条 本会は、「安全で楽な透析を目指す研究会」と称する

### (事務局)

第 2 条 本会は事務局を三菱京都病院臨床工学科内に置く

## 第 2 章 目的及び事業

### (目的)

第 3 条 本会は、透析患者の透析治療中や日常生活も含めた包括的なサポートにより健康で明るく日常生活を送るための支援活動を目的とする。

### (事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう

- (1) 安全で安楽な透析を目指すための研修会、グループディスカッションの開催
- (2) その他、本会の目的を達成するために必要と認められた事業

### (会計)

第 5 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする

第 6 条 会に必要な経費等は、研修会参加費、寄付、寄贈等をもってこれに当てる

第 7 条 会計報告は年 1 回とする

## 第 3 章 会員

### (入会)

第 8 条 本会の会員は、次の通りとする

会員は、本会の目的に賛同した参加者を会員とする

### (会費)

第 9 条 会費は特に定めないが、本会主催の研修会参加時には、参加費を納入しなければならない

### (退会)

第 10 条 会員が退会しようとする時は、理由を付して退会届を事務局宛に提出しなければならない

ならない

#### 第4章 役員

第11条 本会に次の役員を置く、ただし兼任は妨げない

研究代表者	1名
副研究代表者	若干名
事務局員	若干名
運営委員	必要に応じて選出

(任期)

第12条 役員任期は1年とする、但し再任は妨げない